



2025 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ レ ア ス
代表者名 代表取締役社長 CEO 澤 登 拓
(コード番号：7062 東証グロース)
問合せ先 取 締 役 C F O 中村 和徳
(Tel. 03-6632-9210)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 12 月 24 日開催予定の当社臨時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、監査・監督機能の強化及び意思決定の迅速化の観点から監査等委員会設置会社に移行することとしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、また重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設し、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものいたします。
- (2) 当社の事業目的についてより現状に即した内容に改め、また、今後の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年12月24日（水）（予定）
定款変更の効力発生日	2025年12月24日（水）（予定）

以 上

【別 紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1 ～29 (条文省略)	1 ～29 (現行どおり)
(新設)	30 株式、新株予約権等の取得、保有、運用および処分
(新設)	31 ベンチャー企業等への投資育成事業
(新設)	32 経営コンサルティング業務
(新設)	33 企業の合併、買収、提携に関するコンサルティング業務
30 (条文省略)	34 (現行どおり)
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1 取締役会	1 取締役会
2 監査役	2 監査等委員会 (削除)
3 監査役会	3 会計監査人
4 会計監査人	
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条～第11条 (条文省略)	第 6 条～第11条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第12条～第18条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当社の取締役は、8 名以内とする。	第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8 名以内とする。
(新設)	2 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第20条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2 ～ 3 (条文省略)	2 ～ 3 (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第21条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 増員又は任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(新設)	2 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員の終了する時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>4</u> 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u> 代表取締役を選定する。
2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	2 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u> 取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。	2 取締役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。
第25条 (条文省略)	第25条 (現行どおり)
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第27条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって定める。
第29条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会	(削除)
(監査役の数) 第30条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u>	(削除)
(監査役の選任方法) 第31条 <u>当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>	(削除)
2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
(監査役の任期) 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(削除)
2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の終了する時までとする。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
(常勤監査役) 第33条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤監査役を選定する。</u>	(削除)
(監査役会の招集通知) 第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
(監査役会の決議方法) 第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
(監査役会の議事録) 第36条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	(削除)
(監査役会規程) 第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
(監査役の報酬等) 第38条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(監査役の責任免除等) 第39条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であつた者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>当会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員) 第31条 <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の決議方法) 第33条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新設)	(監査等委員会の議事録) 第34条 <u>監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u>
(新設)	(監査等委員会規程) 第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 会計監査人 第<u>40</u>条～第<u>41</u>条 (条文省略) 第<u>42</u>条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第<u>43</u>条 (条文省略) 第 7 章 計 算 第<u>44</u>条～第<u>47</u>条 (条文省略) 附則 第 <u>1</u> 条 第21条の規定にかかわらず、2024年 6 月25日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、2026年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。 (新設)	第 6 章 会計監査人 第<u>36</u>条～第<u>37</u>条 (現行どおり) 第<u>38</u>条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第<u>39</u>条 (現行どおり) 第 7 章 計 算 第<u>40</u>条～第<u>43</u>条 (現行どおり) 附則 (削除) 第 <u>1</u> 条 <u>当会社は、2025年12月24日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

以上